

各位

会社名 株式会社 東京エネシス 代表者名 代表取締役社長 熊谷 努 社長執行役員 (コード番号 1945 東証プライム) 問合せ先 執行役員総務・人事部長 佐藤浩延

 $(TEL \ 0 \ 3 - 6 \ 3 \ 7 \ 1 - 1 \ 9 \ 4 \ 7)$

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2022年6月29日開催予定の第75期定時 株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお 知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに 規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制 度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提 供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面 に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものでありま
- 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日 (予定) 2022年6月29日(予定) 定款変更の効力発生日

以上

2022年6月29日改正

変更の内容は次のとおりであります。	
	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	
みなし提供)_	
第17条 当会社は株主総会の招集に際し、株	<削除>
主総会参考書類、事業報告、計算書	
類および連結計算書類に記載または	
表示をすべき事項に係わる情報を、	
<u> 法務省令に定めるところに従いイン</u>	
ターネットを利用する方法で開示す	
ることにより、株主に対して提供し	
たものとみなすことができる。	
, dor- ==11.	(T) = 10 (II III III
< 新 設 >	(電子提供措置等)
	第17条 当会社は株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとす
	ろ。
	<u>~。</u> 当会社は電子提供措置をとる事項のう
	ち法務省令で定めるものの全部または
	一部について、議決権の基準日までに
	書面交付請求した株主に対して交付す
	る書面に記載しないことができる。
2021年6月29日改正	
7/101	R/L Tri
附則	附則 (東京相供用) (東京相供用)
< 新 設 >	(電子提供措置に関する経過措置)
	1 現行定款第17条(株主総会参考書類等の
	インターネット開示とみなし提供)の削除 および変更案第 17 条 (電子提供措置等)
	の新設は、会社法の一部を改正する法律
	(令和元年法律第70号) 附則第1条ただ
	し書きに規定する改正規定の施行の日であ
	る 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」とい
	3 2022 午9月1日 (以下 「旭11日」という) から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か
	月以内の日を株主総会の日とする株主総会
	については、現行定款第17条はなお効力
	<u>を有する。</u>
	3 電子提供措置に関する附則は、施行日から
	6か月を経過した日または前項の株主総会
	の日から3か月を経過した日のいずれか遅
	い日後にこれを削除する。